

初次加入国民健康保险

1 资格确认书的邮寄 个人编号保险证的反映 时期

申请窗口	市役所（国民健康保険課）	各分所・行政中心
时期	从申请日开始3～5天之后	从申请日开始1星期之后

※因系统维护等原因，发送日期和反映日期可能会延迟。带个人编号保险证。

- ・对于持有个人编号保险证的人 → 将邮寄有关资格信息的通知。前往医疗机构就诊时请携带个人编号保险证。
- ・对于无个人编号保险证的人 → 将邮寄资格认定书。
个人编号保险证 = 办理了保险证利用登记手续的个人编号卡

- ・迁入本市或市内迁居时，也请到邮局办理住址变更手续。
- ・在收到资格认定书之前，或在个人编号保险证的统合之前需前往医疗机构就诊时，可通过提交申请的方式，由受理窗口发行“资格取得联络票”。
- ・进行年度更新时，将根据更新当天的个人编号保险证利用登记情况邮寄相应的证明。

2 纳税通知单（保险税账单）寄送日期

申请月份	4月～6月	7月～次年3月
寄送日期	7月中旬	当月或次月下旬

保险税的纳税义务者是户主，因此纳税通知单的收信人也是户主。
(户主本人即使不加入国民健康保险，收信人还是户主。)

3 缴纳方法

从账户转账
从银行或信用金库、
邮局的账户自动扣款



凭缴纳单付款
到便利店、银行、邮局或
市役所窗口用现金支付

从养老金中扣除
只限领取养老金的人。从
领取的养老金中事先扣除



全年的保险税从7月至次年2月，分成8期缴纳。
一期的税额不等于一个月的税额。

期次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
缴纳期限	7月	8月	9月	10月	11月	12月	次年1月	2月

月末是假日的情况下，缴纳期限为金融机构的下一个营业日。
请在缴纳期限内支付保险税。
请注意，逾期缴纳的话，除保险税之外还须支付滞纳金。

1 资格确认书的送付 マイナ保険証反映 時期

※配達日や反映日はシステムメンテナンス等により遅れる場合があります。

- ・マイナ保険証をお持ちの方→資格情報のお知らせが郵送されます。医療機関にはマイナ保険証で受診ください。
- ・マイナ保険証をお持ちでない方→資格確認書が郵送されます。マイナ保険証＝保険証利用登録がされたマイナンバーカード

- ・転入や転居の際は、郵便局にも住所変更届をお願いします。
- ・資格確認書が届く前またはマイナ保険証連携前に医療機関にかかれるかたは、お申し出により受付窓口にて「資格取得連絡票」を交付いたします。
- ・年次更新時はその時点のマイナ保険証利用登録状況に基づいた送付物が郵送されます。

2 納税通知書の 送付時期

4月～6月 7月中旬
7月～3月 当月又は翌月下旬

納税義務者は世帯主
世帯主あてに納税通知書を送付

3 納付方法

- ・口座振替
銀行等の口座から引落
- ・納付書払い
コンビニ等で現金払い
- ・年金天引き
対象者のみ。受取る年金から天引き。

支払いは7月～翌年2月までの8回の分割払い

保険税は納期限内に支払をお願いします。納期限を過ぎると延滞金も含めて支払いをしていただきます。

4 纳税义务人为世带主（户主）

保险税的纳税义务者为住民票中的“世带主”。并且，世带主即使不是国保加入者，只要该家庭中有国保加入者，世带主就是纳税义务者。（称为“拟制世带主”）

5 保险税从获得资格的当月开始缴纳

保险税不是从申请加入国保的当月开始缴纳，而是从获得国保资格的当月开始缴纳。即使拖延办理加入的手续，也要追溯到获得资格的当月开始缴纳。（追溯征收）

6 与是否有收入无关，所有加入者都需申报所得

17岁以上的国保加入者，不管是否有收入，都需申报所得。
若不申报・・・
不能享受保险税的减轻政策。
不予发行住院等时候可以使用的“限度额适用认定证”。
在诸如此类的紧急情况下，可能会出现麻烦。

7 退出手续需在14天之内办理

加入了工作单位的健康保险等的时候，需办理国保的退出手续。（获得被抚养者认定时同样）在公司不办理国保的相关手续，请务必亲自办理。国保的退出手续可以线上办理。

关于国保的加入、退出手续⇒



《咨询处》 国民健康保险课

加入、退出、保险税的征收等	资格第1系 资格第2系	048-259-7669
保险支付、高额疗养费等	给付系	048-259-7670
缴纳保险税、缴纳咨询	国保收纳课	048-259-7671
特定健诊、特定保健指导	保险系	048-259-7916

4 納税義務者は、世帯主です。

保険税の納税義務者は、住民票の『世帯主』です。また、世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。（擬制世帯主といいます。）

5 保険税は、資格を得た月から納付します。

保険税は、国保加入の届出をした月からではなく国保の資格を得た月の分から納付します。届出が遅れても遡って納めることとなります。（遡及賦課）

6 所得の申告は、収入に関わらず全員必要です。

国保に加入している17歳以上のかたは、収入の有無にかかわらず、所得の申告が必要です。

申告をしないと・・・

保険税の軽減が適用されません。
入院時等に利用する「限度額適用認定証」が発行できません。
など、いざという時に困ってしまいます。

7 脱退手続きは、14日以内に届出が必要です。

勤務先の健康保険等に加入したときは、脱退手続きが必要です。（被扶養者に認定されたときも同様です。）

会社では、国保の手続きを行いませんので必ずご自身で行ってください。

国保の脱退手続きはオンライン受付可能です。

国保への加入・脱退手続きについて